

(お知らせ)

福島第二原子力発電所 4号機における運転上の制限の逸脱について

平成 18 年 1 月 18 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 4 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力にて運転中ですが、本日、非常用ガス処理系^{*1}（B）の定例試験を実施したところ、中央操作室の流量計の指示が出なかったため、当該系統が正常に動作していることを確認できず、午前 10 時 52 分、保安規定第 51 条に定める「運転上の制限」^{*2}を満足していないと判断いたしました。

その後、保安規定に基づき、すみやかに非常用ガス処理系（A）が正常に動作することを確認いたしました。

今後、原因について調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

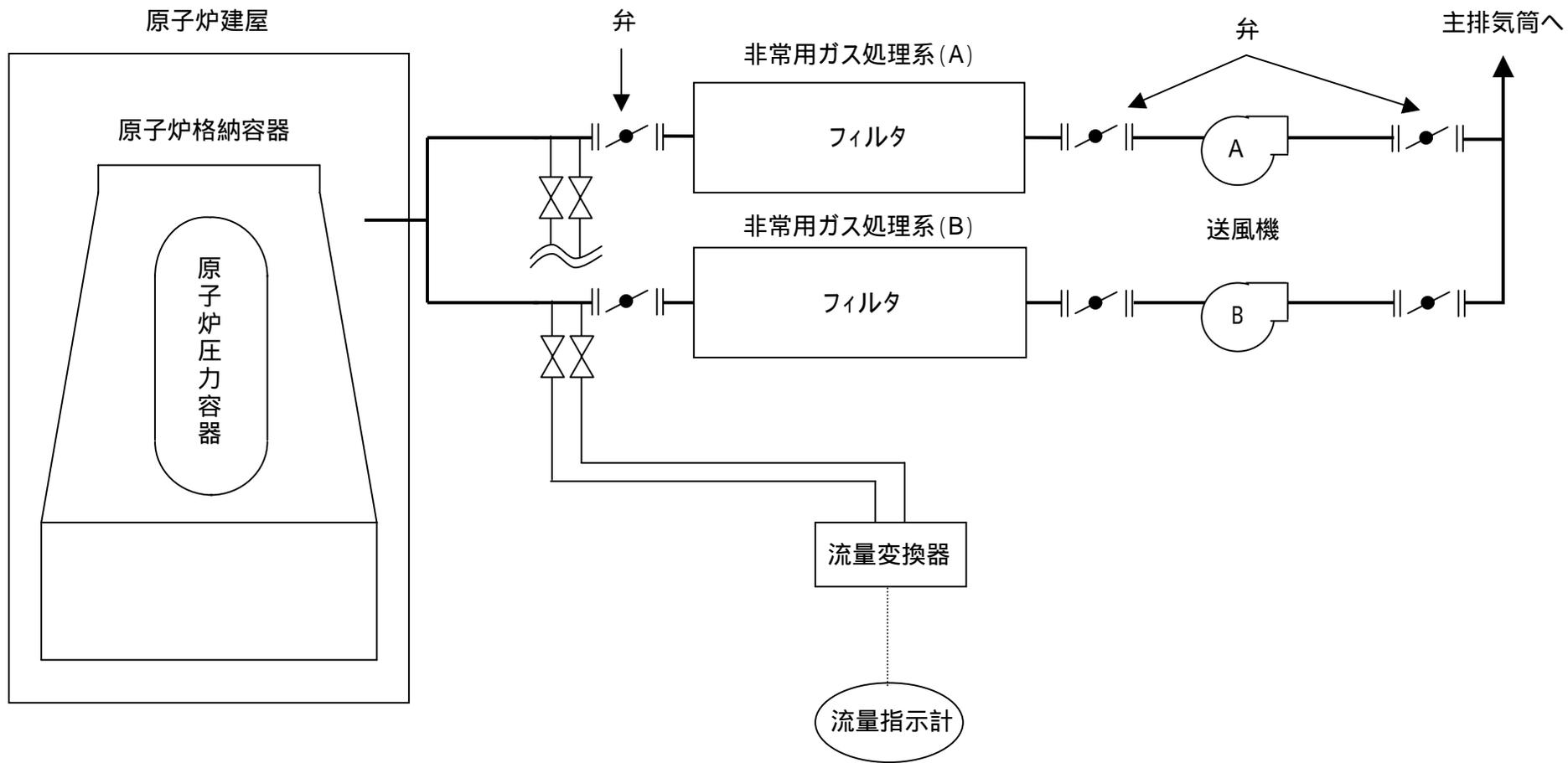
* 1 : 非常用ガス処理系

原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあった場合、原子炉建屋内の空気を高性能のフィルタで浄化して排気筒より放出する系統で、（A）（B）の 2 系列ある。

* 2 : 保安規定第 51 条に定める「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

当該系統については、2 系列が動作可能であることが要求されており、1 系列が動作不能の場合は、他の 1 系列について動作可能であることをすみやかに確認するとともに当該系列を 10 日以内に動作可能な状態に復旧する必要がある。



非常用ガス処理系系統概略図